

「やまぐち満ぷくプロモーション事業」グルメキャンペーン実施業務委託仕様書

1 委託業務名

「やまぐち満ぷくプロモーション事業」グルメキャンペーン実施業務

2 目的

旅行目的に欠かせない「食」に着目し、本県のご当地グルメをテーマにSNSを活用したグルメキャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）を実施することで、観光消費の増加を図るとともに、ご当地グルメの認知拡大を図る。

3 業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務概要

- (1) SNS（Instagram）を活用したキャンペーンの実施
- (2) キャンペーン参加店・宿（以下、「参加店・宿」という。）の募集
- (3) 参加店・宿が掲示するステッカーの作成及び発送
- (4) キャンペーンページの作成及び公開
- (5) SNS広告等による広報
- (6) キャンペーン当選者の抽選及び賞品の発送等
- (7) 事務局の設置・運営
- (8) その他付帯する業務

5 業務内容

- (1) SNS（Instagram）を活用したキャンペーンの実施

以下の概要をもとに、Instagramを活用したキャンペーンを企画・運営すること。なお、詳細は受託者決定後、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

【概要】

(実施期間)

令和7年10月1日～令和7年12月31日

(対象グルメ)

ふぐ料理、瓦そば、チキンチキンごぼう、くじら料理、長州チキンステーキ、長州海鮮まぶし、長州海鮮うにしゃぶ、美酒海鮮瓦焼きの8種類

(キャンペーン内容)

- ① キャンペーン参加者（以下「参加者」という。）が、参加店・宿が提供する対象グルメを食べる。
- ② 対象グルメの写真を撮り、写真と共に、対象グルメの感想並びに対象グルメ名、参加店・宿名及びキャンペーン独自のハッシュタグを参加者自身のInstagramアカウントに投稿する。
- ③ 参加者の中から抽選で賞品が当たる。

(2) 参加店・宿の募集

- ・参加店・宿の募集は、委託者と受託者が協力して行う。なお、店・宿から多数の応募があるように工夫すること。
- ・参加店・宿の応募受付・取りまとめについては、受託者が行うこと。
- ・応募方法（WEBフォームから応募等）は提案すること。
- ・キャンペーン期間中も応募を受け付けることとし、（４）の参加店・宿の一覧等に随時追加すること。

(3) 参加店・宿が掲示するステッカーの作成及び発送

- ・チキンチキンごぼうを除く対象グルメ（７種類）のステッカーを作成し、そのデザインデータ（A I形式、J P E G形式の両方）も納品すること。（チキンチキンごぼうのステッカーは作成済み。）
- ・ステッカーの仕様等は以下のとおり。

<規格及び数量>

- ・サイズ 直径120mmの丸形
- ・色 数 フルカラー
- ・材 質 艶エンビ#80

※店舗入口などの屋外での掲示を想定しているため、サンカットラミネート加工等の紫外線及び水濡れに強い加工を施すこと。

- ・数 量 1,000枚×7種類（合計7,000枚）

<納品方法>

○ステッカー

- ・台紙1枚にシール1枚とし、種類ごとに100枚単位で帯留め又は梱包紙で包み、種類ごとに段ボール箱等に梱包すること。
- ・後述の参加店・宿に発送した分を除き、キャンペーン期間後、委託期間内に納品すること。

○デザインデータ

- ・DVD-ROM等の記録媒体により納品すること。

<納品場所>

（一社）山口県観光連盟（山口市滝町1番1号）

- ・デザインの校正は種類ごとに2回以上行うこと。
- ・ステッカーのデザインについて、複数のステッカー（チキンチキンごぼうも含む）を並べて掲示する参加店・宿もあること、ステッカーはキャンペーン終了後も使用するものであることに留意して作成すること。なお、チキンチキンごぼうのステッカーのデザインは、以下に掲載している。

（URL https://yamaguchi-tourism.jp/business/news/detail_241.html）

- ・参加店・宿へステッカーを発送すること。なお、8月末までに応募があった店・宿には、9月15日（月）までを目途に発送することとし、以降は随時発送すること。

(4) キャンペーンページの作成及び公開

- 委託者（山口県観光連盟）が管理・運営するWEBサイト「おいでませ山口へ」(<https://yamaguchi-tourism.jp>) 内に、以下の内容を掲載したキャンペーンに関するページを作成し公開すること。
 - ・キャンペーンの概要
 - ・キャンペーンの参加方法
 - ・対象グルメの紹介
 - ・参加店・宿の一覧等
 - ・賞品の紹介
 - ・その他必要な情報
- ページの作成及び公開にあたっては、本WEBサイトの保守管理を受託している「株式会社トラベルジップ」と連携して実施すること。
- 作成したページはキャンペーン終了後も、対象グルメ及び対象グルメの提供店・宿の紹介ページとして使用する予定であることに考慮して、ページを作成すること。

(5) SNS広告等による広報

- ・SNS広告を使った効果的な広報を提案・実施すること。なお、SNS広告の実施にあたっては、委託者（山口県観光連盟）のアカウントを使用し、（４）で作成したキャンペーンページをランディングページに設定すること。
- ・参加店・宿で掲示するためのPRツールを提案・作成すること。

(6) キャンペーン当選者の抽選及び賞品の発送等

- ・キャンペーン当選者の抽選及び賞品の提案・手配・発送を行うこと。
- ・賞品は山口県らしい賞品とすること。
 - ※宿泊券等で、利用期限が来年度以降のものは不可。
 - ※景品表示法に留意のうえ提案すること。
- ・賞品代の予算は100千円程度とし、賞品の提案と併せて当選者数も提案すること。
- ・賞品の発送は令和8年2月末日までに完了させること。
- ・その他当選者の抽選及び賞品の発送等に係る全ての業務を行うこと。

(7) 事務局の設置・運営

- ・受託者は、本業務を円滑に遂行するため、業務全般を一元的に管理する事務局を設置し、業務を適正かつ確実に実行すること。
- ・事務局内に参加者及び参加店・宿からの問い合わせ窓口を設置すること。

(8) その他附帯する業務

- (1)～(7) 以外で、キャンペーン実施に必要な業務を行うこと。

6 予算限度額

5, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）

7 成果物

本業務を完了したときは次の成果物を遅滞なく委託者に提出すること。

（１）業務完了報告書２部（業務完了報告書には以下の内容を掲載すること。）

- ・キャンペーン参加人数（アカウント数）
- ・参加店・宿の一覧及び数
- ・対象グルメ毎の投稿数
- ・参加店・宿毎の投稿数
- ・キャンペーンページの実績（ユーザー数、ページビュー数、エンゲージメント数等）
- ・SNS広告等の配信結果（表示回数、クリック率、クリック単価等）

（２）５（３）により作成したステッカー及びそのデザインデータ（再掲）

（３）当該業務の遂行過程で取得、作成したデータ・資料等

（４）当該業務の遂行過程で制作したもの

8 契約に関する条件等

（１）再委託

- ・受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容等について事前に委託者に書面で提出し、承認を得ること。

（２）権利の帰属等

- ・本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）、所有権、その他の一切の権利は、全て委託者に帰属するものとする。
- ・受託者は、委託者の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することはできないものとする。
- ・受託者は、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- ・委託業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、委託者が出願人となって費用を負担し、登録手続を行うものとする。

（３）機密の保持

- ・受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

(5) その他

委託者の判断により、本業務を中止することとした場合は、中止が決定した日までに実施した業務（業務実施にかかる準備含む）を本委託業務の内容とし、その業務内容に要した経費を委託費とする。

9 その他

- ・本業務の達成に必要な一切の経費は、受託者の負担とする。
- ・本業務の履行のため、委託者が所持している写真、資料等は必要に応じて提供する。ただし、本業務以外の目的への使用や、第三者への提供はできない。
- ・受託者は、本業務を実施するにあたり、委託者と十分な調整を行うこと。
- ・本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。